

# 西蒲田町一一コーナー

2025年4月7日

西蒲田町2573の5  
TEL 0256・72・3372  
FAX 0256・72・3321

消費税が納められない、

「換金猶予」ができる

とき。

【確定申告後の注意点】

## ◎白色申告・収支内訳書について

1984年に法定化されました。中小業者の過大な負担にならないように、「との国会決議が行われました。提出しなくても罰則や不利益はありません。納税者が毎日の記帳を収支内訳書に反映させることも大事です。収支内訳書の提出は納税者の判断で行いましょう。

## ◎税務調査について

確定申告後、税務調査が行われる場合があります。税務調査は、

- ①事前通知
- ②調査の税目
- ③調査年度
- ④調査理由等10項目を納税者に通知する必要があります。税務調査があつたら役員や民商に連絡を。

## 労働保険の新規加入、年度更新を

労働保険の年度更新の時期が来ました。労働保険（労災保険、雇用保険）は従業員を一人以上雇うときに、加入しなければなりません。従業員は、正社員、パート、アルバイト等です。  
①仕事中のケガや病気、労働災害、通勤中の事故等  
②従業員の失業に伴う補償が受けられます。  
③事業主が入ることができる「特別加入の労災」もあるので加入しましょう。

西蒲民商では、申請書の書き方や分納計画などの相談を行っています。

## 雇用保険の料率が変更に

① 一般事業	
事業主負担 9 / 1000	
労働者負担 5 · 5 / 1000	
② 建設業	
事業主負担 11 / 1000	
労働者負担 6 · 5 / 1000	

